

## 【保育認定申請時の必要書類チェックリスト】

※ 保育認定を受けるためには、保護者及び同居する65歳未満の親族等全員が③のいずれかの理由に該当する必要があるります。

※ 保育認定については、毎年現況確認のための書類を提出する必要があります。

保育認定申請時の必要書類	チェック欄
① 子育てのための施設等利用給付認定申請書	
② 申請児童家庭状況票(本書類)	

③ 保育を必要とすることの証明書類		認定期間	チェック欄
就労(内定を含む)	就労証明書 ※月64時間以上(労働基準法上の休憩時間を除く)労働することを常態とすること	就労している期間 (最長就学前まで)	
妊娠・出産	・保育を必要とする状況申告書 ・母子健康手帳の妊娠中の経過のページの写し	産前産後各8週	
疾病・障害	・保育を必要とする状況申告書 ・医師の診断書又は手帳の写し	治療に要する期間	
介護・看護	・保育を必要とする状況申告書(介護・看護状況申告書) ・介護・看護を受ける人(同居の親族に限る)の診断書 又は手帳の写し	介護、看護に要する期間	
災害復旧	り災証明書の写し	災害復旧に要する期間	
求職活動	求職中の状況申告書	入所月から2か月間	
就学	・保育を必要とする状況申告書 ・在学証明書及び授業の時間がわかるカリキュラムの写し	在学している期間	

※ 証明書・診断書は、発行日から3か月以内のものが有効です。□

※ 診断書には、「患者氏名」「診断名」「症状経過等」「治療期間と通院回数」「看(介)護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」について記入したものを提出してください。

※ 申請書類は市のホームページからダウンロードできます。

### ④ その他、該当者のみ提出が必要な書類

状況	必要な書類	チェック欄
離婚調停(裁判)中で、 母子(父子)での扱いを希望する場合	離婚調停(裁判)を証明する書類	
ひとり親の方	児童扶養手当証書の写し・ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し・戸籍全部事項証明書(原本)のいずれか一つ	
生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	生活保護受給証明書	